

---

# 共同住宅共聴施設の デジタル化対応に係る助成について

2011年1月

- 助成の概要
- 助成対象となる基本的要件と施設
- 助成を受けるための手続き
- 助成金給付までの流れ
- 助成事務のタイムテーブル

# 助成の概要(1)

## 1 申請受付

平成23年1月5日(水)より

(平成22年度予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。)

## 2 申請対象者

共同住宅共聴施設の管理者<sup>(※1)</sup> (※1)国や地方公共団体等を除きます。

## 3 対象施設

共同住宅に設置されている地上アナログテレビ放送対応の共聴施設(有線テレビジョン放送施設を含む)を以下の方法でデジタル化対応する場合に、経費負担が著しく過重(世帯当たりの経費が35,000円を超える場合)になる施設

①地上デジタル放送に対応する共聴施設に改修(有線テレビジョン放送施設の場合は地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設を設置)する場合

②有線テレビジョン放送施設へ置換して地上デジタル放送の再送信を視聴可能とする場合<sup>(※2)</sup>

(※2)共聴施設をデジタル化対応に「改修」するより高価となる場合には、共聴施設を「改修」する場合の助成額を上限として助成します。

## 4 助成金額

地上デジタル放送対応に不可欠な施設の改修、置換等に要する総経費に対して、最大で1/2の額

## 5 お問い合わせ、助成金申請先

総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)

制度詳細について:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/housing/>

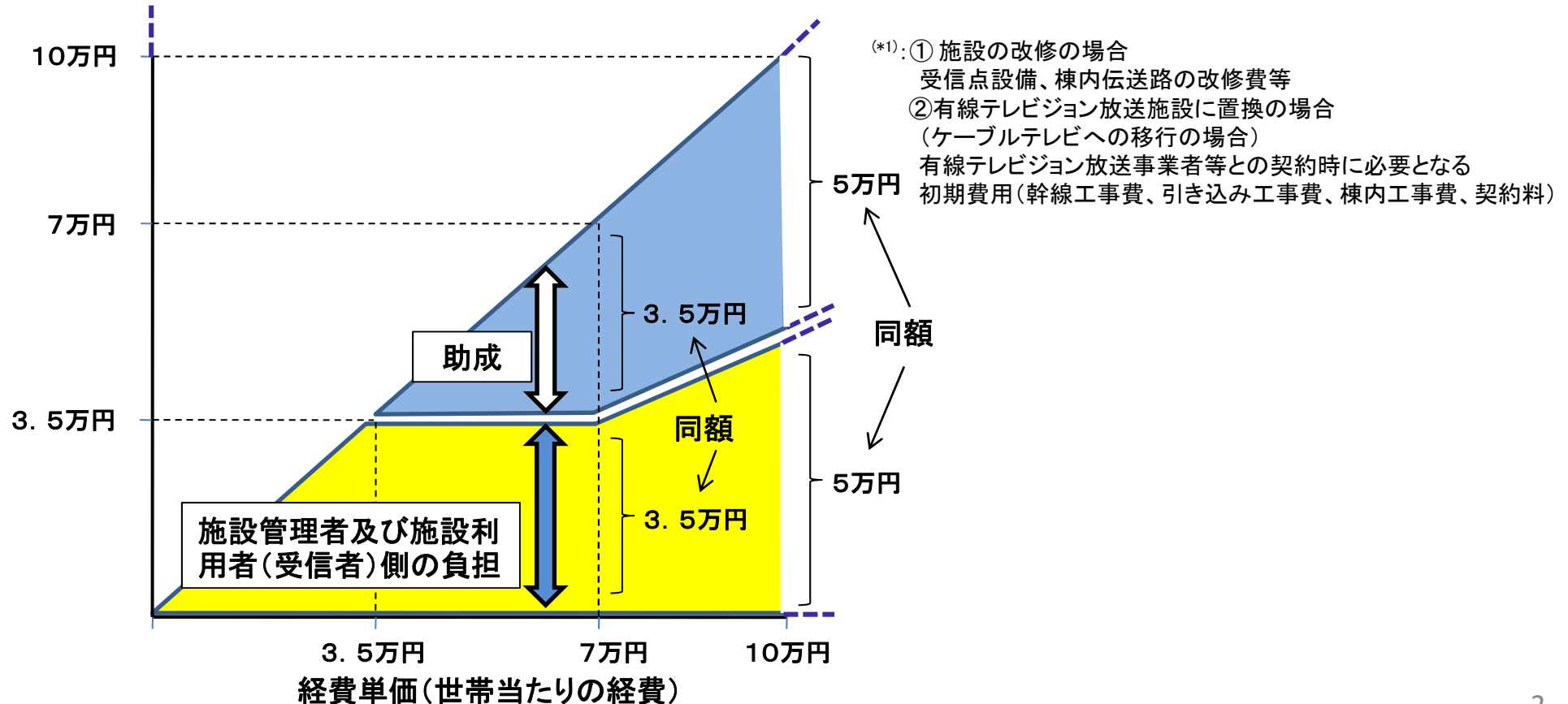
デジサポの連絡先:0570-093-724(平日9:00~18:00)

(助成金申請は、各都道府県のデジサポで受け付けます。)

各都道府県のデジサポ:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

## 助成の概要(2) 助成額

- 助成額は、総経費<sup>(\*)</sup>が「加入世帯数×3.5万円」の2倍以上の場合と、2倍未満の場合とで計算式が異なります。前者の場合には総経費の半額、後者の場合には「加入世帯数×3.5万円」を超える額を助成します。(総経費が「加入世帯数×3.5万円以下」の場合は助成対象外となります。)
- 総経費を加入世帯数で割った額を「経費単価」として説明すると、下図のように助成が行われ、助成金総額は助成の単価×加入世帯数となります。
- 例えば、加入世帯数が10で総経費が100万円であったとすると、世帯当たりの経費は10万円ですが、これを2分した5万円を助成し、総額では50万円の助成となります。



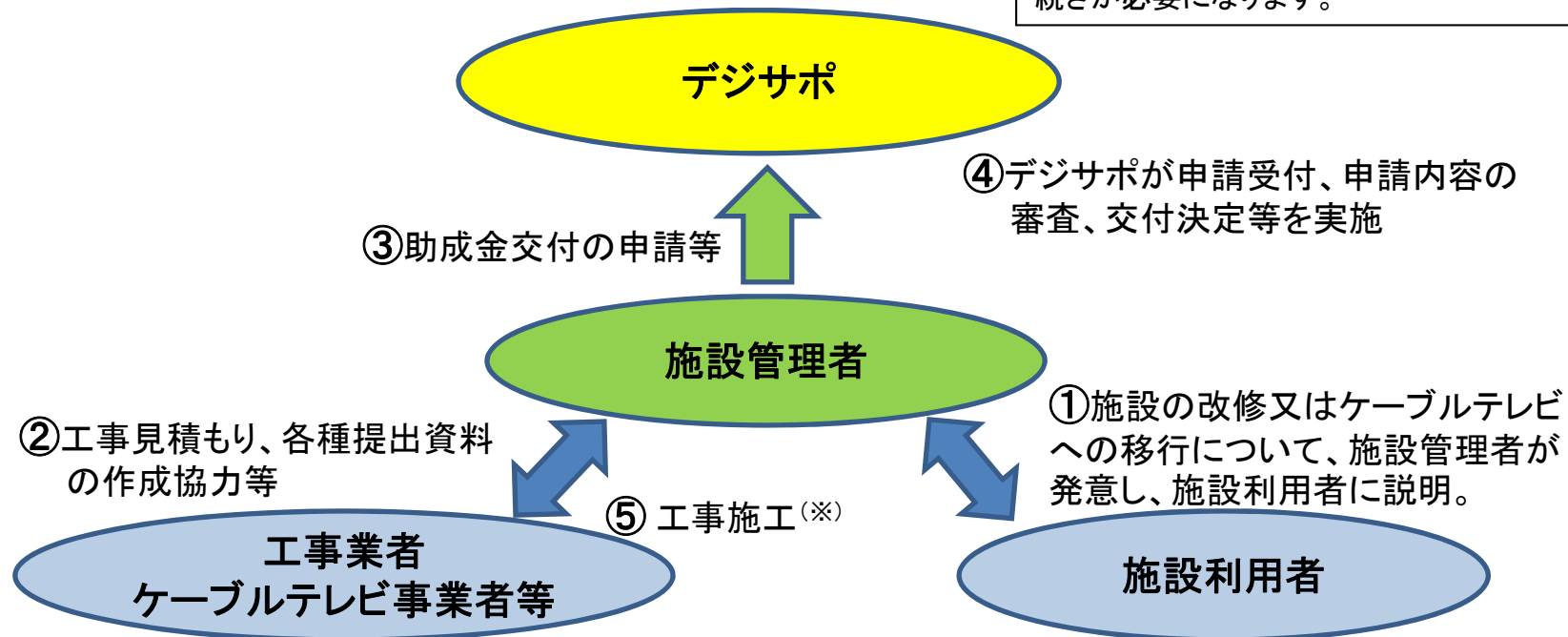
# 助成対象となる基本的要件と施設

- 共同住宅とは
  - 一棟の中に二つ以上の住宅(完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。)があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものを指します。
  
- 助成が認められる基本的要件
  - ・ 工事の内容について、次の事項に照らして妥当なものであること。
    - 有効性： 共同住宅共聴施設のデジタル化対応を目的として実施され、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること。
    - 公平性： 共同住宅共聴施設のデジタル化対応を図るために適正な価格の工事であること。
    - 経済性： 有線テレビジョン放送施設に置換する場合に要する経費<sup>(※1)</sup>は、共同住宅共聴施設を改修する場合に要する経費と同額又は当該額よりも低い<sup>(※2)</sup>こと。
  - ・ 共聴施設の改修またはケーブルテレビへの移行に必要な経費のうち、助成金給付額を除く残りの経費の確保に関して裏付けがあること。
    - (※1)ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれますが、移行後の維持管理費(利用料金)は含まれません。
    - (※2)共同住宅共聴施設を改修する場合に要する経費より高額となる場合には、共聴施設を改修する場合の助成額を上限として助成します。
  
- 助成対象施設
  - 共同住宅に設置されている地上アナログテレビ放送対応の共聴施設(有線テレビジョン放送施設を含む)を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設に改修する(有線テレビジョン放送施設の場合は地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設を設置)又は有線テレビジョン放送施設に置換して地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とする場合であって、施設管理者等がそれを実施するものです。ただし、国や地方公共団体等が保有する施設は対象外です。
  - なお、施設の規模等に応じ、有線テレビジョン放送法<sup>(※1)</sup>等に規定された届出等が必要になる場合があります。  
(※1):第12条
  - 届出等が必要となる場合において、届出等がなされていない場合、助成の対象となるためには、申請前に届出等を行う必要があります。届出等については、総合通信局等にお問い合わせください。

# 助成を受けるための手続き(1)

- 助成制度を利用するためには、まず共聴施設の管理者による共聴施設の改修又はケーブルテレビへの移行の意思決定(①)が必要です。  
(共聴施設の利用者には、決定されたデジタル化対応方法について、管理者からご説明をお願いします。)
- 工事業者等から見積り等を取得(②)した上で、施設管理者(施設保有者や共聴組合等)から、当該施設が設置されている各都道府県のデジサポへ、所定の様式により申請(③)します。(施設管理者から委任を受けた者による申請も可能です。)

本紙に記載の手続きのほか、51端子以上の施設の場合等には有線テレビジョン放送法等に基づく手続きが必要になります。



(※) 工事完了後、デジサポへの実績報告書の提出が必要。  
助成金は、デジサポにおける実績報告書の審査後に交付。

# 助成を受けるための手続き(2)

- 申請にあたっては以下の書類の提出が必要です。

助成金交付申請書

(助成事業の概要記載を含む)

添付資料

(1) 対策事業に要する経費の見積書

(2) 工事概要書

(3) 有線テレビジョン放送法第12条の規定に基づく有線テレビジョン放送業務開始届(許可(整理)番号付)の写し

(施設規模等により、施設設置時に当該届の提出が必要な場合に限る。)

(4) 申請対象物件の登記簿謄本

(5) 施設管理者及び手続代行者の印鑑証明書

- 申請書の受理後、審査が行われ、助成金交付が認められると、申請者に対して交付決定通知がなされます。これを受けて、当該施設の工事を実施していただくことになります。

- 工事完了後、「実績報告書」の提出をお願いします。この実績報告書の審査を経て、助成金が給付されることになります。

- 具体的な申請書類、報告書類等、詳細は下記連絡先にご照会ください。

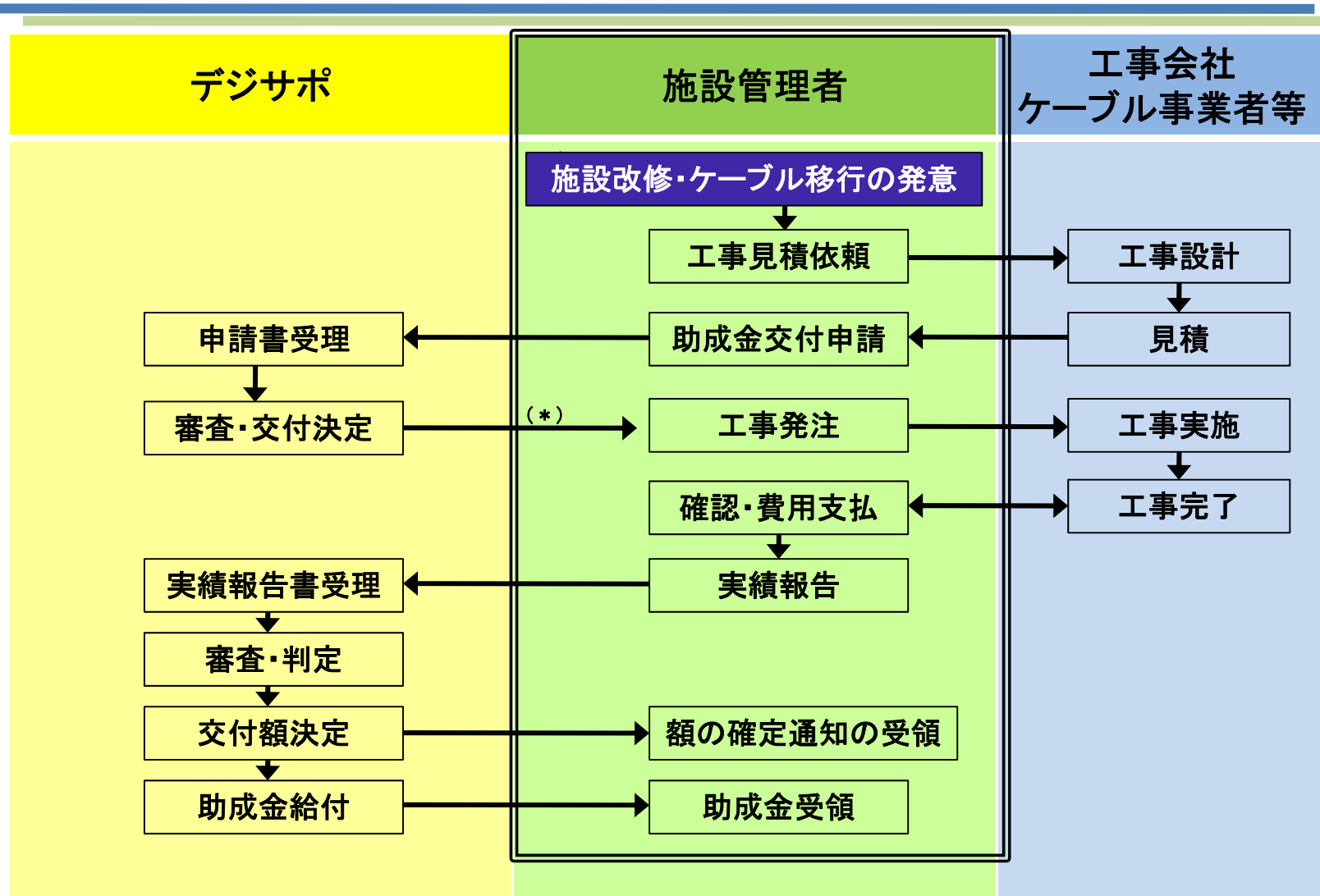
<デジサポ助成金相談窓口> 0570-093-724(平日 9:00~18:00)

<助成金交付要綱、申請書式> デジサポホームページ

<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/housing/>

<申請書の受付> 各県デジサポ <http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

# 助成金給付までの流れ



\* 施設の規模等に応じ、有線テレビジョン放送業務開始届書記載事項変更届等が必要となる場合があります。詳細は総合通信局等へお問い合わせください。

# 助成事務のタイムテーブル

## ➤ 助成事業のスケジュール

**申請受付：平成23年1月5日(水)より**

なお、平成22年度予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

## ➤ 申請書受理から助成金交付決定までと、実績報告受理から助成金支給までのタイムテーブルの目安は以下の通りです。受付期間に十分間に合うように留意してください。

